

集積場所開発届、集積所設置計画書の提出時期および作成要領



令和元年度版

練馬区

目 次

I 集積場所開発届、集積所設置計画書の提出時期および作成要領	
1 開発届・集計画書の提出の時期	1
宅地開発事業フロー図	1
2 届出等の提出が必要となる場合	2
3 事前協議	2
4 開発届・集計画書提出の際の必要書類	2
5 集積場所および集積所の設置方法と手続きについて	3
1 500 m ² 以上の宅地開発事業における集積場所の設置方法	3
2 1を除く宅地開発事業における集積所の設置方法	3
3 宅地開発事業のうち、宅地開発事業者と建築事業者が異なる場合の方法	3
6 開発届・集計画書提出後の手続きについて	4
7 集積場所等の配置例	4
図1 集積場所の例	4
図2 集積場所の囲いの例	5
図3 敷石等で区分した集積所の例	5
念書（記入例）宅地開発業	6
II 練馬区廃棄物の集積場所設置に関する条文抜粋	
練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例（抄）	7
練馬区廃棄物の処理および清掃に関する規則（抄）	7
III 宅地開発事業の集積場所等設置基準等	
練馬区廃棄物保管場所等の設置および適性管理に関する要綱（抄）	8
練馬区宅地開発事業に係る集積所等の設置等に関する要綱（抄）	8
練馬区集積所設置等に関する要綱（抄）	9
IV 清掃事務所管轄区域一覧表	裏表紙

I 集積場所開発届、集積所設置計画書の提出時期および作成要領

集積場所開発届（以下「開発届」という。）集積所設置計画書（以下「集計画書」という。）の提出時期および提出書類の作成は、つぎの要領により、行ってください。

1 開発届・集計画書の提出の時期

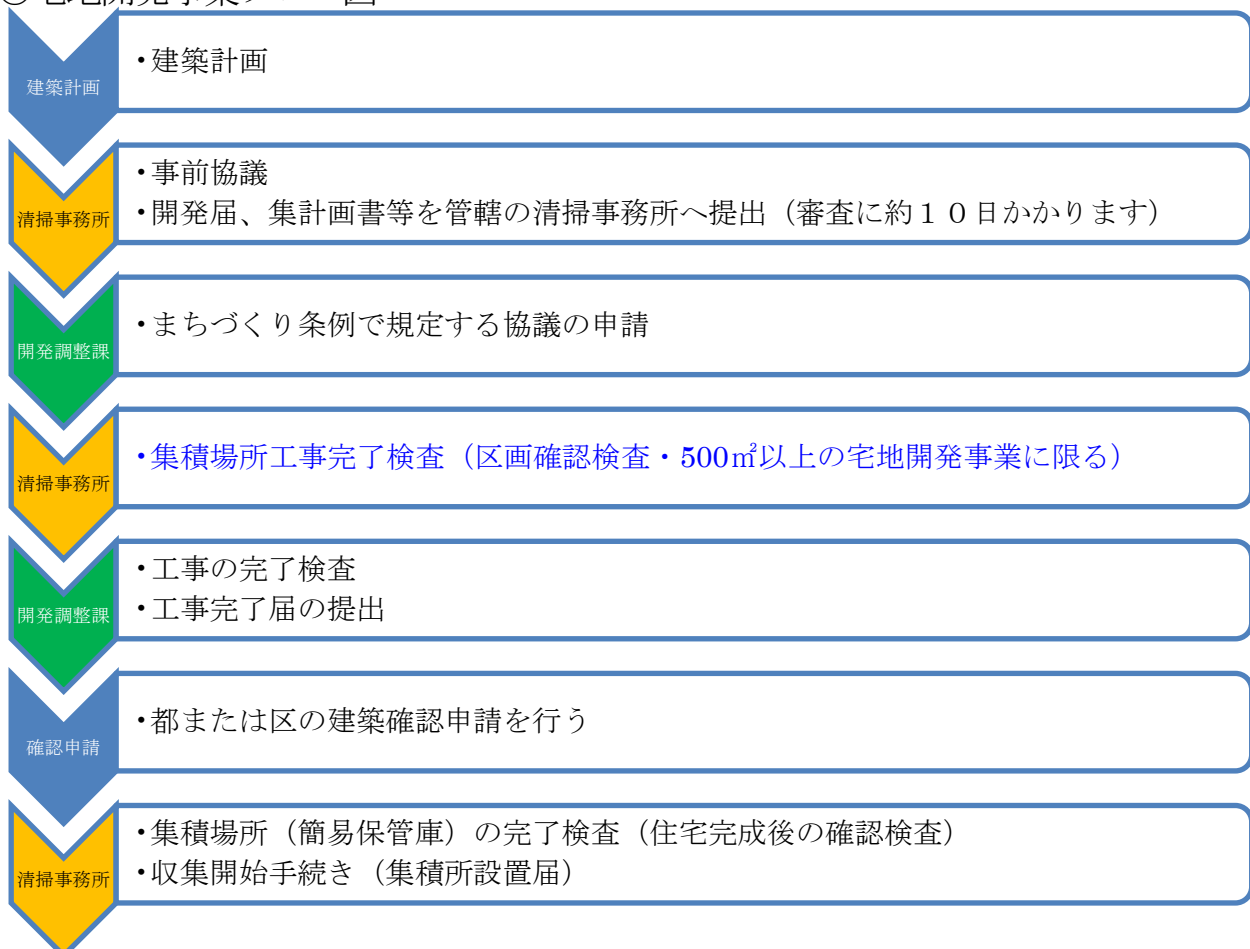
開発届・集計画書および添付書類は、管轄の清掃事務所と十分協議の上、建設しようとする建築物の計画段階、即ち都または区の建築確認申請を行う前に提出してください。

つぎの開発届・集計画書の提出および収集開始までの流れを参考にしてください。

また、別途練馬区まちづくり条例の手続が必要な場合があります。

ごみの収集開始には別途、集積所設置届が必要です。宅地開発事業の協議は集積場所の設置と同時にありますが、集積所設置届（収集開始の手続き）の提出は建物完成後の完了検査後になります。完了検査を必ず受けてください。

○宅地開発事業フロー図



2 届出等の提出が必要となる場合

(1) 500 m²以上の一団の土地で宅地開発事業を行おうとする場合

※ 練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例第36条第10項

(2) (1) を除く宅地開発事業を行おうとする場合

※ 練馬区廃棄物の処理および清掃に関する規則第6条の2

3 事前協議

開発届・集計画書等を提出する前に、管轄の清掃事務所の担当者と十分協議してください。また、来所の際は事前に日程や相談内容の調整をお願いします。

※事前協議を行わないと、開発届・集計画書等の提出は出来ません。

4 開発届・集計画書提出の際の必要書類

つぎの書類を提出してください。

提出書類	正	副
集積場所開発届 集積所設置計画書	1	1

図面関係	部数
建築物の設計概要（用途、規模、建築面積、延べ面積等がわかるもの）	2
建築物の案内図（地図の写しで可）、配置図	2
集積場所の配置図（位置図、立面図）ならびに運搬車通過道路図（1/20）	2
集積場所の仕様および面積算定図（1/20）	2
開発事業者と建築事業者が異なる場合は引継事項確認書	2
その他集積場所の設置に関して必要と認める図面等	2

その他	部数
念書	2

5 集積場所および集積所の設置方法と手続きについて

1 500 m²以上の宅地開発事業における集積場所の設置方法（集積場所開発届）

- (1) 当該集積場所の規模を明確にしてください。
 - ① 1戸あたり0.2 m²を基準とし、集積場所の最低面積は1.0 m²以上とすること。（有効面積）
 - ② 開発区域内の戸建て住宅の集積場所はおおむね10戸につき1箇所設置すること。
- (2) 当該集積場所の構造を明確にしてください。
 - ① 土中に汚水が浸透しない構造とすること。
 - ② 周囲に柵等を設け廃棄物等が散乱しない構造とし、道路面は開口すること。この場合において、開口部は、1.2m以上、奥行きは0.6m以上1m以下とすること。
 - ③ 道路との段差は設けないこと。
 - ④ 公道に面した場所で安全に収集するため、接する道路の交通量、交通規制等を十分配慮して設置すること。
 - ⑤ 集積場所に簡易保管庫を設置する場合は、練馬区集積所設置等に関する要綱第6条の基準によること。

2 1を除く宅地開発事業における集積所の設置方法（集積所設置計画書）

- (1) 当該集積所の規模を明確にしてください。
 - ① 集積所はおおむね10戸までに1箇所の割合で設置する。ただし、集合住宅については1棟に1箇所以上設けること。
 - ② 集積所の面積は、1戸あたり0.2 m²とし、集積所の地面をブロック等で色分けをし、集積所であることを明確に区別すること。
- (2) 当該集積所の構造を明確にしてください。
 - ① 集積所の設置場所については、収集作業および清掃車の通行に支障のない場所を選定すること。この場合において、事前に近隣住民等と協議すること。
 - ② 集積所に簡易保管庫を設置する場合は練馬区集積所設置等に関する要綱第6条の基準によること。
 - ③ やむを得ず既存の集積所を利用する場合は、事前に当該集積所の関係者と十分に協議し、合意のうえ集積所使用承諾書を提出すること。

3 宅地開発事業のうち、宅地開発事業者と建築事業者が異なる場合の方法

- (1) 宅地開発事業者の手続き
 - ① 集積場所開発届の場合は練馬区廃棄物保管場所等の設置および適正管理に関する要綱の第3条第4項第5号で定める引継事項確認書の提出が必要です。その場合、引継事項確認書の写しを建築事業者に渡してください。
 - ② 集積所設置計画書の場合は練馬区宅地開発事業に係る集積所等の設置等に関する要綱第2条第6項で定める引継事項確認書の提出が必要です。その場合、引継事項確認書の写しを建築事業者に渡してください。
- (2) 建築事業者の手続き
 - ① 集積場所開発届の場合宅地開発事業者から引継事項確認書の写しを受け取り、それを集積場所開発届に添付してください。
 - ② 集積所設置計画書の場合宅地開発事業者から引継事項確認書の写しを受け取り、それを集積所設置計画書に添付してください。

6 開発届・集計画書提出後の手続きについて

①完了検査（区画確認検査）

工事完了後に完了検査が必要です。

届出通りに集積場所等が設置されているか現地で確認します。

ア) 宅地開発事業の場合

工事完了の届出の前までに清掃事務所へ完了検査実施の依頼（予約）をしてください。

イ) 開発（土地の分割含む）する者と建築物を建設する者が違う場合

工事完了後個々の建設業者ごとに引継事項確認書の写しを添えて集積場所開発届の提出をお願いします。

※完了検査が終了していないと、建築開始ができない場合がありますのでご注意ください。

②完了検査（住宅完成後確認検査）

住宅完成後の確認検査が必要です。管轄の清掃事務所に申込みください。

※完了検査を終了していないと、ごみの収集開始の手続きができません。

③集積所設置届等の提出

○清掃事務所の窓口で集積所設置届を提出してください。

○その他 カラス被害を防ぐため防鳥用ネットの貸出をしています。

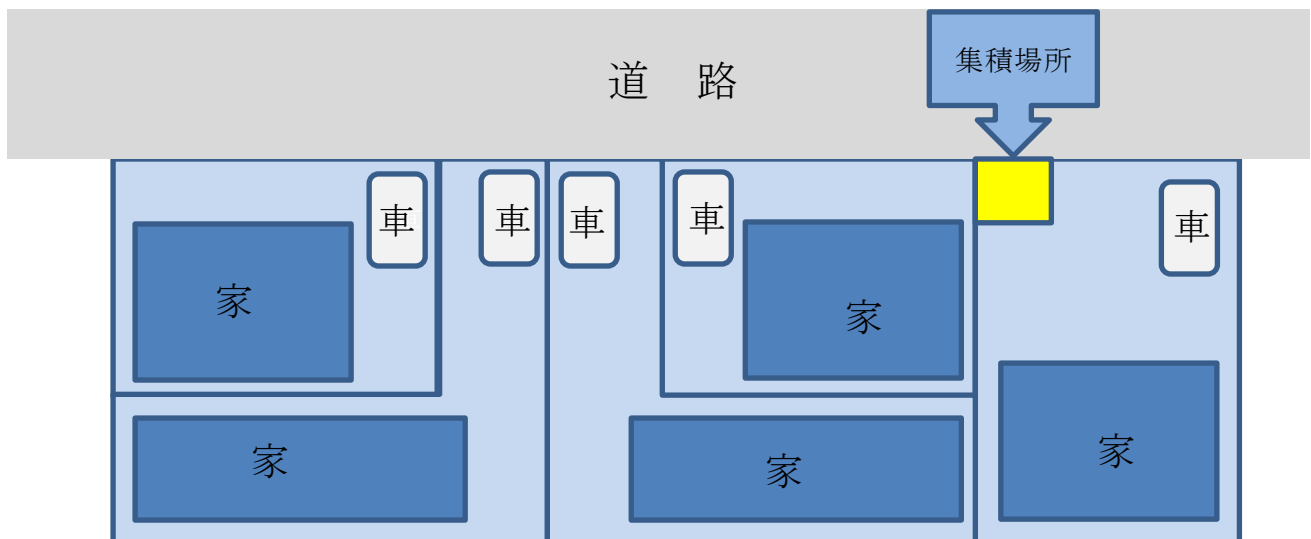
※集積所設置届の提出が遅れた場合入居日に合わせて収集開始ができなくなります。遅くとも入居開始の二週間前までに届出を済ませてください。

※手続き当日は集積所看板を貸出します。

※設計変更に伴い図面の差し替えが必要な場合は変更する前に清掃事務所に相談してください。集積場所を無断で変更した場合、提出図面通りに作り直していただく場合があります。

7 集積場所等の配置例

図1 集積場所の例



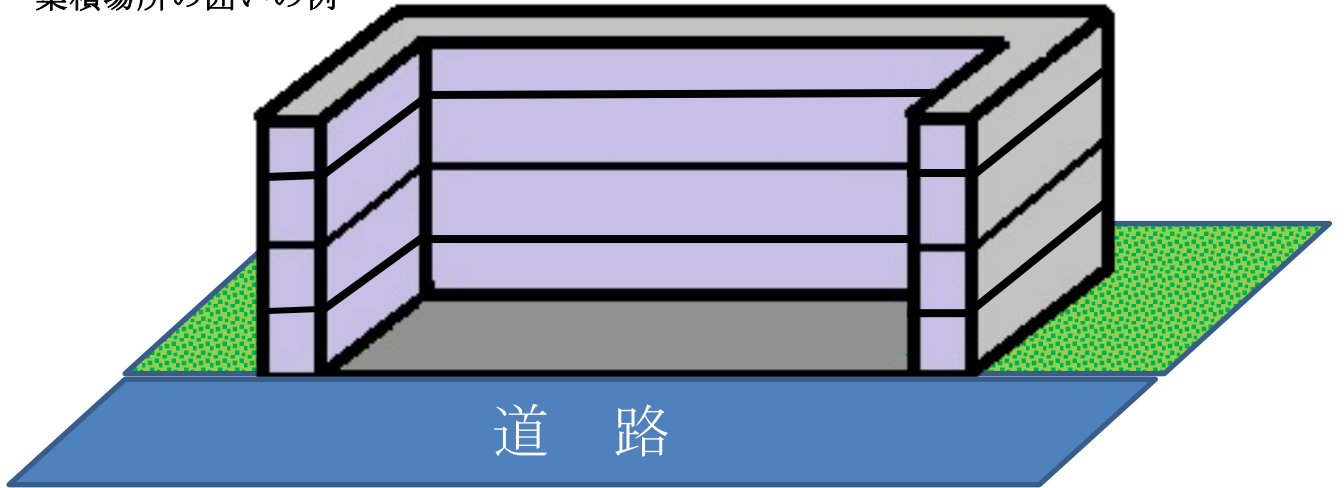
○集積場所は公道等に面した公共施設および公益的施設を除く計画地内に設置すること。

○集積場所の敷地（清掃施設）は、建築確認申請の敷地面積には含めないこと。また開発区域内の施設利用者の共同所有とすること。

※注意・・既存の住宅等に隣接した場所に設置する場合は隣接する住宅の所有者と協議をすること。

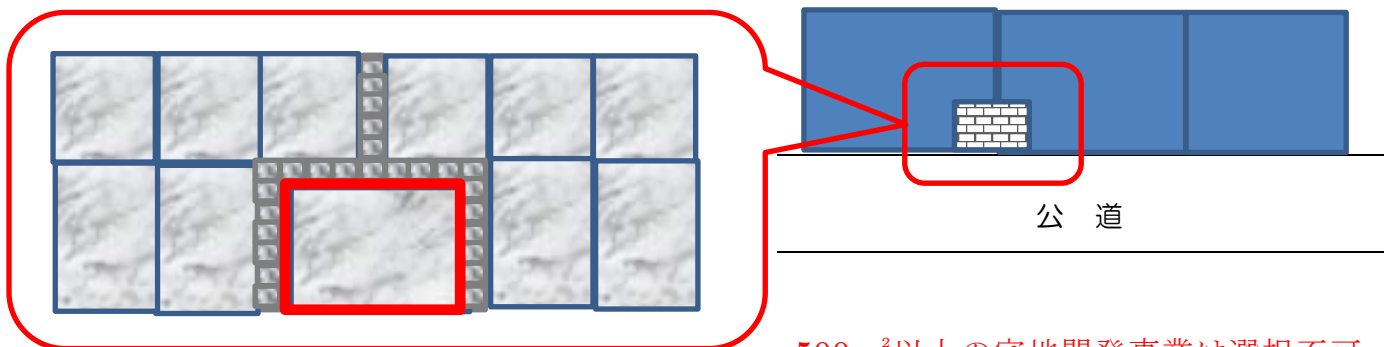
集積場所

図2 集積場所の囲いの例



- 廃棄物の飛散を防ぐため前面道路面を除く 3 方向に囲い等（高さは 80 cm 以上 100 cm 以下）を設置すること。
- 土中に汚水が浸透しない構造とすること。
- 道路と段差を設けないこと。
- 原則平らな場所に設置すること。
- 集積場所の内部および開口部を塞がないこと。（集積場所前および内部に電柱・街灯・標識・カーブミラー等の工作物の設置は不可）

図3 敷石等で区分した集積所の例



500 m²以上の宅地開発事業は選択不可

- 集積所はおおむね 10 戸までに 1 箇所割合で設置すること。ただし、集合住宅については 1 棟に 1 箇所以上設けること。
- 集積所の面積は、1 戸当たり 0.2 m²とし、集積所の地面をブロック等で色分けをし、集積所であることを明確に区別すること。
- 集積所の設置場所については、収集作業および清掃車の通行に支障のない場所を選定すること。この場合において、事前に近隣住民等と協議をすること。
- 集積所に簡易保管庫を設置する場合は練馬区集積所設置等に関する要綱第 6 条の基準によること。
- やむを得ず既存の集積所を利用する場合は、事前に当該集積所の関係者と十分に協議し、合意のうえ集積所使用承諾書（第 3 号様式）を提出すること。

念 書 (記入例) 宅地開発事業

私は、《住所又は地番》に計画している宅地開発事業《名称》の集積場所に関し、下記について遵守することを約束いたします。

記

- 1 当該建築物から排出する廃棄物はそれぞれ分別し決められた収集日の朝、集積場所に排出いたします。
- 2 集積場所またその周辺等は、常に清潔を保つようにいたします。
- 3 ごみ集積場所等の管理について、区の収集業務の遂行に支障のないようにするとともに、集積場所前および内部に電柱・街灯・標識・カーブミラー等の工作物の設置をしないこととします。また、ごみ収集作業に支障がある場合、清掃事務所の指示に従い責任を持って解決することを約束いたします。
- 4 建築物の所有者に変更があった後も上記の項目に係る件については、責任を持って解決いたします。
- 5 開発事業地内に建築物を建築する者に引継事項確認書の写しを添え、集積場所開発届を提出させることを約束いたします。
- 6 上記の件以外においても、近隣住民等の中で苦情や問題が生じた場合は、責任を持って解決することを約束いたします。

以上

練馬区長 ○○ ○○ 様

令和○○年○○月○○日

施主住所 ○○ ○○
施主氏名 ○○ ○○ 印

※その他、上記の件に該当しない場合は、清掃事務所担当者と協議してください。

II 練馬区廃棄物の集積場所設置に関する条文抜粋

練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例（抄）

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例においてつぎの各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不用となる物または廃棄物を再び使用することまたは資源として利用することをいう。

（計画遵守義務等）

第20条 土地または建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下この章、第62条および別表において「占有者」という。）は、その土地または建物内の家庭廃棄物を可燃物、不燃物等に分別し、各別の容器に収納して集積場所（区長が家庭廃棄物を収集する場所として規則で定める場所をいう。以下同じ。）に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

2 占有者は、家庭廃棄物を収納する容器について、家庭廃棄物が飛散し、流出し、およびその悪臭が発散しないようにするとともに、当該容器および当該容器を持ち出しておく集積場所を常に清潔にしておかなければならない。

（大規模建築物等の廃棄物保管場所等の設置等）

第36条 1項から8項まで省略

9 規則で定める規模の土地において、居住の用に供する部分を含む建築物（大規模建築物等を除く。）に係る宅地開発事業（練馬区まちづくり条例第2条第2号の宅地開発事業をいう。）を行おうとする者は、当該宅地開発事業に係る区域内に集積場所を設置しなければならない。ただし、当該区域内において現に使用している集積場所を引き続き使用する場合、新たな集積場所を設置しないことができる。

10 前項の場合において、宅地開発事業を行おうとする者は、設置し、または引き続き使用する集積場所について、あらかじめ、区長に協議の上、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

練馬区廃棄物の処理および清掃に関する規則（抄）

（家庭廃棄物の集積場所）

第6条 条例第20条第1項に規定する規則で定める場所は、つぎのとおりとする。

- (1) 家庭廃棄物等（家庭廃棄物ならびに条例第19条第2項の規定により区長が処理する事業系一般廃棄物および条例第35条において準用する条例第19条第2項の規定により区長が処理する産業廃棄物をいう。）を排出すべき場所として第6条の3の規定により設置された場所（以下「集積所」という。）

- (2) 区長がびん、缶等の再利用の対象となる物を収集するための回収容器を設置する場所

- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が別に定める場所

（集積所の設置計画）

第6条の2 宅地開発事業を行おうとする者は、区長が別に定める基準に従い、集積所の設置について計画し、あらかじめ、区長に協議の上、当該計画を区長に提出しなければならない。ただし、第21条第1項、第6項、第10項または第11項の規定により届出をする場合を除く。

（大規模建築物等の廃棄物保管場所等の設置等）

第21条 1項から7項省略

8 条例第36条第9項および第11項の規則で定める規模の土地とは、まちづくり条例第2条第4号に規定する開発区域の面積が500平方メートル以上の一団の土地とする。

9 条例第36条第9項に規定する宅地開発事業に係る区域内とは、まちづくり条例別表第1の基準により整備される道路、公園等および公益的施設を除く計画地（練馬区まちづくり条例施行規則（平成18年3月練馬区規則第26号）第2条第2項の計画地をいう。）の区域内をいう。

10 条例第36条第10項の規定による届出をしようとする者は、まちづくり条例第73条第1項の規定による協議の申請の前に、区長が別に定める基準に従い、集積場所の設置について計画し、集積場所

開発届（第3号様式の4）に区長が必要と認める書類を添えて、区長に提出しなければならない。

Ⅲ 宅地開発事業の集積場所等設置基準等

練馬区廃棄物保管場所等の設置および適正管理に関する要綱（抄）

（書類の提出）

第3条（省略）

4 前条第5号に規定する建築物に係る宅地開発事業（練馬区まちづくり条例第2条第2号の宅地開発事業をいう。）を行おうとする者は、練馬区まちづくり条例第73条第1項の規定による協議の申請の前までに、規則第21条第10項に規定する集積場所開発届につき掲げる書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- (1) 建築物の設計概要書（用途、構造、階数、建築面積、延べ面積等）
- (2) 建築物の案内図（地図の写しで可）および配置図
- (3) 集積場所の配置図（位置図）および敷地内運搬車通過道路図
- (4) 集積場所の仕様および面積算定図
- (5) 引継事項確認書（第2号様式）（開発事業者と建築事業者が異なる場合に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、集積場所の設置に関して区長が必要と認める図面等

練馬区宅地開発事業に係る集積所等の設置等に関する要綱（抄）

（目的）

第1条 この要綱は、練馬区廃棄物の処理および清掃に関する規則（平成12年3月練馬区規則第39号。以下「規則」という。）第6条の2または第21条第10項に基づき、宅地開発事業（練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95号）第2条第2号の宅地開発事業をいう。以下同じ。）に伴う集積所または集積場所の設置等について必要な事項を定める。

（集積所設置計画書の提出）

第2条 規則第6条の2の規定による集積所の設置計画に関する届出は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項または第6条の2第1項の規定による当該建築物の建築の確認の申請の提出時期に、集積所設置計画書（第1号様式。以下「計画書」という。）により行わなければならない。

2 計画書には、当該建築物の案内図、配置図（集積所の位置、大きさ等が確認できるもの）および集積所の設置に関して必要と認める図面を添付するものとする。

3 区長は、宅地開発事業を行おうとする者（以下「事業者」という。）から計画書が提出された場合は、その内容について廃棄物等の収集の支障の有無を調査し、支障がないと認められる場合は、計画書の副本を事業者に交付する。

4 事業者は、計画書の内容および、集積所の設置場所について、近隣において居住し、または事業を営む者（以下「近隣住民等」という。）と協議を行い、了解を得よう努めるものとする。

5 計画書の提出に当たっては、事前に清掃事務所と協議するものとする。

6 第3項の規定により計画書を提出した後、当該計画書を提出した事業者以外の事業者（以下「建築事業者」という。）が、当該宅地開発事業の区域内において建築物の建築を行おうとする場合は、当該計画書を提出した事業者が引継事項確認書（第2号様式）を区長に提出しなければならない。

7 前項の場合において、建築事業者は、規則第6条の2の規定により、建築基準法第6条第1項または第6条の2第1項の規定による当該建築物の建築の確認の申請の提出時期に、新たな計画書および前項の引継事項確認書の写しを区長に提出しなければならない。

8 第2項から第5項までの規定は、前項の規定による計画書の提出について準用する。

（届出内容の変更）

第3条 事業者は、計画書の提出後において、その内容に重大な変更を生じた場合は、改めて変更後の計画書を区長に提出しなければならない。

（集積所設置基準）

第4条 規則第6条の2に規定する集積所の設置計画は、つぎに掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 集積所はおおむね10戸までに1箇所の割合で設置する。ただし、集合住宅については1棟に1箇所以上設けること。別に定める場合を除き、戸別収集を行わない。
- (2) 集積所の設置場所については、収集作業および清掃車の通行に支障のない場所を選定すること。
- (3) 集積所の面積は、1戸当たり0.2平方メートルとし、集積所の地面をブロック等で色分けをし、集積所であることを明確に区別すること。
- (4) 集積所に簡易保管庫を設置する場合は練馬区集積所設置等に関する要綱（平成22年3月31日練環清第953号）第6条の基準によること。
- (5) やむを得ず既存の集積所を利用する場合は、事前に当該集積所の関係者と十分に協議し、合意の上集積所使用承諾書（第3号様式）を提出すること。

（集積場所設置基準）

第5条 規則第21条第10項に規定する区長が別に定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。

- (1) 面積は、1戸当たり0.2平方メートルを基準とし、柵等の構造物を除き、1平方メートル以上とすること。
- (2) 土中に汚水が浸透しない構造とすること。
- (3) 周囲に柵等を設け廃棄物等が散乱しない構造とし、道路面は開口すること。この場合において、開口部は、1.2メートル以上、奥行きは0.6メートル以上1メートル以下とすること。
- (4) 道路との段差は設けないこと。
- (5) 公道に面した場所で安全に収集するため、接する道路の交通量、交通規制等を十分配慮して設置すること。

（集積所設置届の提出）

第6条 集積所を設置する事業者は、廃棄物等の排出の2週間前までに、練馬区集積所設置等に関する要綱に規定する集積所設置届により、区長に届け出るとともに、居住者に使用する集積所の場所および廃棄物等の排出方法について説明しなければならない。

練馬区集積所設置等に関する要綱（抄）

（簡易保管庫の設置基準）

第6条 簡易保管庫を設置する場合は、つぎに掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 容量は利用者数に応じたものとする。
- (2) 設置場所は、公道に面した敷地内で、公道との段差は5cm以内とすること。
- (3) 洗浄ができ、臭い等が発生しないようにすること。
- (4) 中のごみを取り出しやすく、収集作業上の支障がない構造であること。
- (5) 鍵を使用する場合は、収集時に必ず鍵を開けてあること。
- (6) 開閉扉や蝶番、支え棒などに不具合が生じた場合は、利用者の責任で直ちに交換をするなどの処置を講じること。
- (7) 定められた収集日とごみ種別を守り、常にごみが置かれることのないようにすること。

IV 清掃事務所管轄区域一覽表

清掃事務所管轄区域図



石神井清掃事務所	練馬清掃事務所
練馬区上石神井 3-34-25	練馬区豊玉上 2-22-15
03(3928)1353	03(3992)7141